

# 熊本市テレワーク利用促進事業実施要項

令和4年4月1日制定

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会

## 1 趣旨

この要項は、熊本市テレワーク利用促進事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業内容

この事業は、熊本市内の宿泊施設のうち本事業の登録事業者（10(4)により本事業への参加登録の決定通知を受けた事業者をいう。以下同じ。）が販売するテレワークを目的としたデユースプラン（以下「割引対象プラン」という。）に対して割引を行うものとする。

## 3 対象期間

(1) 本事業の対象となる期間は、次に定めるとおりとする。

ア 販売期間 令和4年4月1日以後事業者が10(4)の参加登録の決定通知を受けた日から令和5年3月17日まで

イ 利用期間 令和4年4月1日から令和5年3月17日まで

(2) 本事業は、前号の対象期間にかかわらず、予算がなくなり次第、終了する。

## 4 利用対象者

本事業は、熊本県内の居住者のうちテレワークを目的とする者が利用できるものとする。

## 5 割引の内容

本事業の割引対象プランに対する割引額及び利用者の最低自己負担額は、次のとおりとする。

割引対象プランの金額（1人1日（回）につき）	割引額	最低自己負担額
2,000円以上4,000円未満（税込）	1,500円	500円
4,000円以上（税込）	3,000円	1,000円

## 6 割引対象プランの条件

割引対象プランは、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 原則1人1室での利用とする。ただし、登園自粛や学級閉鎖等の止むを得ない事由(利用者自身の都合によるものを除く)により、利用者から子ども(小学生以下)を同伴した理由に申し出があった場合

には、宿泊施設側の責任において2人以上での利用を認めることができる。その場合において、利用者と別に子どもの利用に係る料金を設定することを妨げないが、本事業の割引対象外とする。

- (2) 3(1)イの利用期間におけるプランであること。
- (3) 利用日の正午までに利用を開始し、開始時刻から最大12時間利用できるプランであること。
- (4) 各客室で利用できる無料の有線又は無線LAN環境を提供すること。
- (5) プランの名称に「テレワーク利用促進」の文言を含めること。
- (6) プランの販売時に本事業の対象となっている旨を明記すること。
- (7) 他の助成制度等を活用したプランでないこと。ただし、宿泊施設のサイト及びインターネット予約サイト（OTA）等による予約並びに決済時の割引の適用を妨げない。
- (8) 換金性の高い金券類を付与する等の本事業の目的に沿わない内容が含まれていないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会（以下「コンベンション協会」という。）が割引対象プランとして適当と認める内容であること。

## 7 販売及び利用方法

- (1) 登録事業者は、割引対象プランを5の割引額をあらかじめ適用した割引後の額で販売するものとし、利用者は、登録事業者に直接、電話又は当該事業者のホームページ若しくはインターネット予約サイト（OTA）等により利用の予約及び申込を行うものとする。
- (2) 同一の利用者による割引対象プランの複数回利用は制限しないこととする。ただし、登録事業者が計画的な販売等のために複数回利用を制限することを妨げない。

## 8 登録事業者の条件

本事業の参加申込ができる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に基づく旅館業許可証の交付を受けている旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業を行う事業者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条に基づく届出を行っている事業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する施設を除く。
- (2) 業界団体が定める宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく対策を実施している事業者。なお、過去に熊本市が実施した宿泊施設への巡回指導を受けていない施設は、本事業において巡回指導を受け、ガイドラインに基づく対策の実施を確認した上で登録するものとする。

## 9 事務局の設置

本事業を円滑に実施するために、熊本市テレワーク利用促進事業運営事務局（以下「事務局」という。）を設置する。事務局は、参加申込や実績報告の受付及び審査、登録事業者への各種通知等、本

事業に必要な事務を行う。

## 1 0 参加申込及び登録

- (1) 本事業への参加を希望する者は、次に掲げる書類を E メール又は FAX のいずれかの方法で事務局に提出するものとする。
  - ア 参加申込書（様式第 1 号）
  - イ 割引対象プランの内容（様式第 1 号 別紙 1）  
施設ごとに販売できる割引対象プランは、デイクース 3 つまでとする。
  - ウ 感染拡大防止対策業種別ガイドラインチェックシート（様式第 1 号 別紙 2）  
チェックシートの全項目で 60% を超える実践状況比率を達成していること。
  - エ 旅館業法の営業許可の写し又は住宅宿泊事業届出書の写し
- (2) 前号の書類の提出期間は、令和 4 年 4 月 1 日から同月 22 日までとする。ただし、事業期間の途中で参加を希望する場合にあっては、この限りでない。
- (3) 複数の宿泊施設を運営する事業者は、この項に定める参加申込、次項に定める実績報告及び割引充当金の交付等について、施設単位で行うものとする。
- (4) (1)の内容を審査の上、本事業への参加の可否を決定し、登録決定通知書（様式第 2 号）により通知する。
- (5) 登録事業者が本要項の規定に反した場合は、登録取消通知書（様式第 3 号）により登録を取り消すこととする。

## 1 1 実績報告及び割引充当金の交付

- (1) 登録事業者は、割引対象プランを販売した月の翌月 10 日までに、次に掲げる書類を事務局に提出するものとする。なお、令和 5 年 3 月販売分は、令和 5 年 3 月 22 日までに提出すること。
  - ア 実績報告書（様式第 4 号）
  - イ 販売内訳書（様式第 5 号）
  - ウ 請求書（様式第 6 号）
  - エ 利用確認書（様式第 7 号）
  - オ その他事務局が必要と認めるもの
- (2) 前号に規定する書類の内容を確認し、及び審査し、適当と認められる場合は、コンベンション協会は、同号の規定による提出のあった月の末日までに登録事業者に割引充当金を交付するものとする。

## 1 2 誓約事項

- (1) 参加事業者は、本事業の参加を申し込むことにより、次に掲げる事項に誓約したものとみな

す。

#### 【基本内容】

ア 本要項の規定及び事務局の決定に従うこと。

イ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ウ イの(イ)から(キ)までに定める者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

エ 公序良俗に反しないこと。

オ コンベンション協会及び事務局が本事業による実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合にあっては、誠実に対応すること。

カ 本事業に係る帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

キ 本事業に関する帳簿及び証拠書類を、割引充当金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

ク ケからソまでに掲げる内容を含め、誓約事項に反したことにより不利益が生じた場合、一切の異議を申し立てないこと。

#### 【割引対象プランの販売・利用】

ケ 事務局が通知する割引充当金の範囲内で割引対象プランを販売すること。この額を超過して販売した場合の損失は登録事業者が負うこと。

コ 割引対象プランには、他制度の補助金・支援金等の交付を受けないこと。重複して交付を受けた場合は、割引充当金を返還すること。

サ 割引対象プランの販売に当たっては、本事業の対象であることを明示するとともに、①割引前後の価格、②割引充当金が割引対象プランの一部として、登録事業者に直接支払われること、③取消料は「割引前」の代金を算出基準とすることを明示すること。

- シ 参加登録決定後速やかに割引対象プランを販売し、自ら積極的な広報を行うこと。
- ス 本事業が広く利用されるよう、取引先等の関係者へ優先販売を行わないこと。
- セ 本事業の不正利用に対する防止措置を講じること。
- ソ 割引充当金は、利用対象者が割引対象プランを利用した場合に適用されるものであるため、その対象とならない取消料については、事務局に対し請求しないこと。

(2) 事務局は、登録事業者が前号に掲げる事項に違反し、又は次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに本事業の参加登録を取り消し、割引充当金の全部又は一部の交付を停止するとともに、交付済の割引充当金の返還を請求できるものとする。この場合において、登録事業者はこれに応じなければならない。

- ア 本要項の規定に違反したとき。
- イ 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又はその他整理手続（任意整理も含む。）開始の申立をし、又は受けたとき。
- ウ 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行等の申立を受けたとき。
- エ 第三者に振り出し、裏書し、又は引き受けた手形又は小切手の不渡り処分、手形交換所取引停止処分又は支払停止処分を受けたとき。
- オ 解散、減資又は営業の全部又は重要な一部の譲渡があったとき。
- カ 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
- キ 転廃業したとき。
- ク 資産状態が極度に悪化し、又はその恐れがあると合理的に認められたとき。
- ケ 相手方又はその従業員、役員、関係者等の逮捕等により、その法令等違反行為が明らかとなったとき。
- コ 相手方の信用を傷つける等の不信行為があったとき。
- サ その他本事業への参加を維持し難いと認める事由が生じたとき。

### 1.3 雑則

この要項に定めのない事項については、コンベンション協会と事務局が協議の上決定する。

#### 附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。